

学校法人神野学園 カスタマーハラスメントに対する基本方針

令和 8 年 4 月 1 日

はじめに

学校法人神野学園(以下「本学園」といいます。)は、「技術者たる前に良き人間たれ」という建学の精神のもと、人権を尊重し、健全かつ公正な学園運営を行っています。

本学園で学ぶすべての学生が、豊かな人間性と高度な専門的技術力を備えた技術者として社会に貢献できるよう、教育の質の向上及び学修環境の整備に取り組んでいます。また、その実現のため、学生、保護者及び関係者の皆様のご意見・ご要望には真摯に耳を傾け、誠実に対応してまいります。

しかしながら、暴言、暴力、過度な要求その他の著しい迷惑行為(以下「カスタマーハラスメント」といいます。)については、教職員の人格及び安全を侵害し、教育環境を損なう行為と捉え、本学園として毅然と対応し、教職員の安全確保及び教育環境の維持に努めます。

本学園は、法令及び社会通念に照らし、必要に応じて組織的に対応します。

本学園におけるカスタマーハラスメントの定義

本学園に対する意見又は言動のうち、その内容の妥当性に照らして、要求の実現手段又は態様が社会通念上不相当であり、その結果、教職員の職場環境又は教育研究環境が害されるもの。

本学園におけるカスタマーハラスメントに該当し得る行為の例

- ① 暴行、脅迫、威嚇その他の身体的又は精神的な攻撃
- ② 侮辱、人格否定、名誉毀損その他の不適切な言動(インターネットへの書き込みを含む)
- ③ 合理的理由のない謝罪、金銭補償又は特別な対応の要求
- ④ 長時間の拘束、執拗な連絡その他の継続的な迷惑行為(対面・電話・メール等)
- ⑤ SNS 等でのインターネットを通じた誹謗中傷等

上記はあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

本学園におけるカスタマーハラスメントへの対応

- ①本学園がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、原則として以後の対応をお断りいたします。また、特に悪質であると認められる場合には、警察、弁護士等の関係機関と連携の上、厳正に対処します。
- ②発生したカスタマーハラスメントの事案については、原因の究明に努め、同様の事案の発生を回避する対策を検討します。